

指導規程のみ手続きフロー

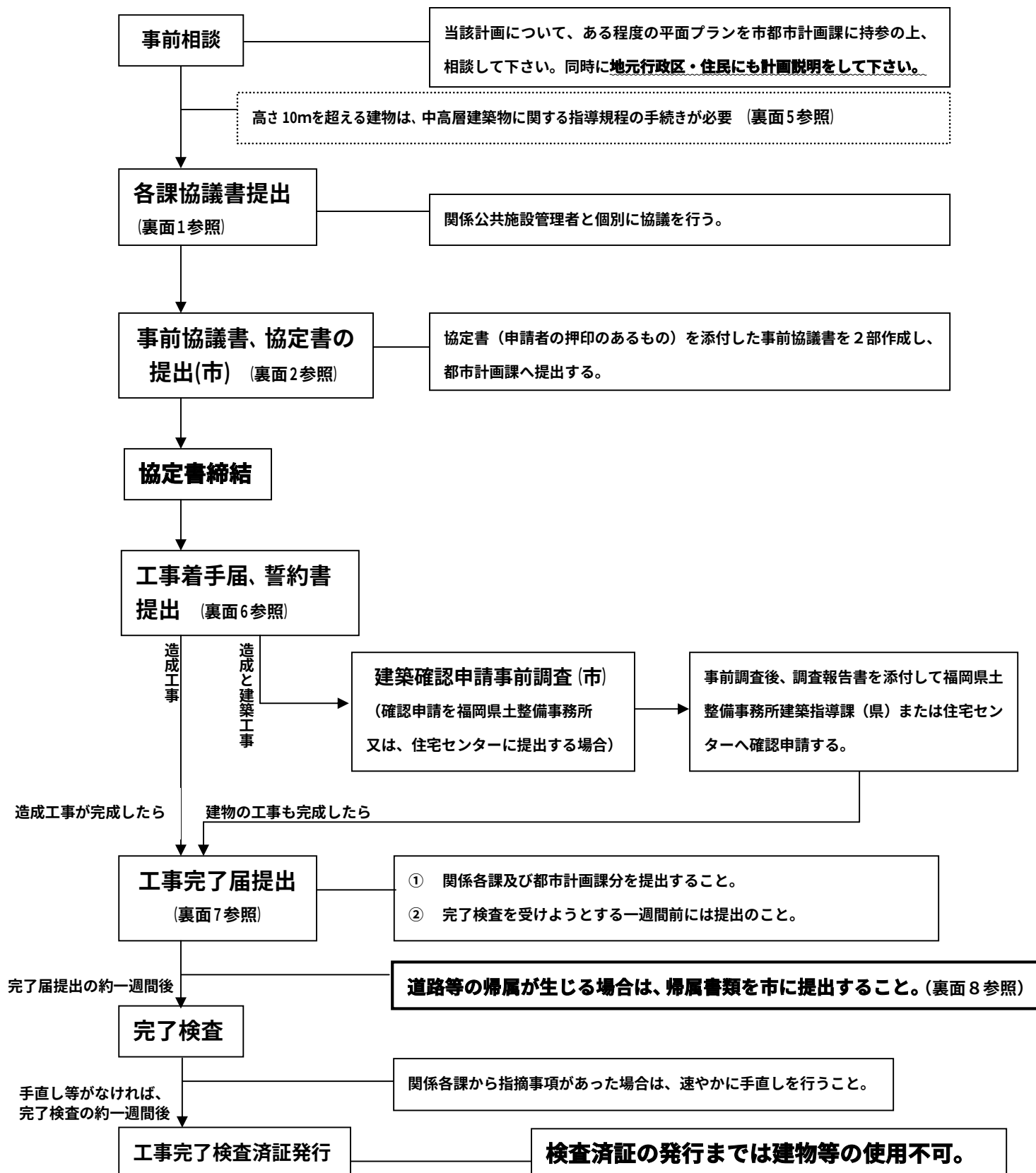
市の指導規程のみ該当する場合

(例)

＊3戸以上の住宅(共同住宅及び長屋住宅を含む)の建築、宅地分譲

＊敷地面積が1,000㎡以上の建築(店舗など)、宅地分譲

などが対象となります。(上記以外は窓口でご相談ください。)



指導規程に関する提出図書について

1. 各課協議 (関係各課分を作成して、申請者の方で各課に一部ずつ提出)

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 各課協議書
(開発行為等に関する協議) | ⑥ 土地利用計画平面図 (配置図) |
| ② 事業計画概要書 | ⑦ 排水 (雨水、汚水、生活雑排水) 計画平面図 |
| ③ 位置図 (1/2500 等) | ⑧ 給水計画平面図 |
| ④ 字図 (市税務課で購入可) | ⑨ 造成計画平面図・縦横断面図 |
| ⑤ 敷地現況平面図・縦横断面図 | ⑩ 構造断面図 (側溝・土留め擁壁等) |
| ※⑥～⑩に関しては一枚にまとめてよい。 | ⑪ 建築平面図・立面図 |

協議を行なう関係各課 (10 課～)

- | | | |
|-------------------------------|-----------------|---------------|
| ・建設課 (道路、交通安全設備等) | ・農林水産課 (排水路関係) | ・水道課 (上水道) |
| ・下水道課 (下水道) | ・業務課 (上下水道料金関係) | ・生活環境課 (ゴミ置場) |
| ・危機管理課 (防災・防犯) | ・文化課 (埋蔵文化財関係) | ・警防課 (消防水利) |
| ・地域振興課 (行政区) | | |
| ・その他必要に応じて施設管理課 (公園)、県土整備事務所等 | | |

2. 事前協議書 (二部作成して、都市計画課に提出)

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 事前協議書 | ⑧ 敷地現況平面図・縦横断面図 |
| ② 協定書 (申請者の氏名、押印要) | ⑨ 土地利用計画平面図 (配置図) |
| ③ 事業計画概要書 | ⑩ 排水 (雨水、汚水、生活雑排水) 計画平面図 |
| ④ 各課協議書 | ⑪ 給水計画平面図 |
| ⑤ 位置図 (1/2500 等) | ⑫ 造成計画平面図・縦横断面図 |
| ⑥ 字図 (市税務課で購入可) | ⑬ 構造断面図 (側溝・土留め擁壁等) |
| ⑦ 求積図 | ⑭ 建築平面図・立面図 |
| ※⑨～⑬に関しては一枚にまとめてよい。 | |

3. 埋蔵文化財に関する手続き (文化課)

4. 農地転用に関する手続き (農業委員会)

地目が田や畑など農地の場合

5. 屋外広告物に関する手続き (建設課)

表示面積が 15 m²以内の自己所有地内に設置する広告物以外のものは許可が必要。

6. 中高層建築物の建築に関する指導規程 (都市計画課)

用途地域や地区計画区域内の高さが 10mを超える建築物のみ該当。
近隣説明の報告書等を都市計画課に一部提出。

7. 工事着工届 (開発工事前に都市計画課に一部提出)

8. 工事完了届 (関係各課分および都市計画課分の部数を都市計画課に提出)

- ① 工事完了届 (新に公共施設の発生等で新しく地番ができた場合は、その地番を明示)
 - ② 事業実績概要書
 - ③ 位置図
 - ④ 字図 (新に公共施設の発生等で新しく地番ができた場合は、その記載があるもの)
 - ⑤ 完成平面図 (給排水関係も明示)
- ※工事工程写真、竣工写真を都市計画課に一部提出。

9. 帰属書類の提出 (公共施設の帰属が発生する場合は、①～⑤を都市計画課に提出。)

- ① 登記原因証明情報兼承諾書・・・3部、② 印鑑証明・・・1部、③ 土地謄本・・・1部、
 - ④ 資格証明証 (法人の場合)・・・1部、⑤ 測量図・・・1部
- ※抵当権、借地権などの権利は抹消のこと。